

第 35 号議案

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 5 年 3 月条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(費用の徴収) 第 51 条 [略] 2 [略] 3 <u>市長は、化石燃料を除く動植物に由来する有機物である資源のうち、下水汚泥の処理において好適な産業廃棄物（以下「バイオマス」という。）を東灘処理場に搬入する者から費用</u>	(費用の徴収) 第 51 条 [略] 2 [略]

としてそのバイオマス1立方メートルごとに880円の範囲内において規則で定める額を徴収する。

(徴収の方法)

第51条の2 市長は、市長の指定する廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を搬入する者に対し、その搬入の都度計量し、前条第1項及び第2項に規定するところにより算出した費用を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市長の指定する産業廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を1月以上継続して搬入する者に対し、その搬入した土砂又はがれき類の量を月単位で合計し、前条第1項及び第2項に規定するところにより算出した費用を当該月の翌月の末日を納期限として徴収することができる。

3 市長は、東灘処理場へバイオマスを搬入する者に対し、汚泥処理施設での受入量を計量し、年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)で合計した受入量について、前条第3項に規定するところにより算出した費用を当該年度における最終受入日の翌月の末日を納期限として徴収する。

(徴収の方法)

第51条の2 市長は、市長の指定する廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を搬入する者に対し、その搬入の都度計量し、前条に規定するところにより算出した費用を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市長の指定する産業廃棄物処理施設へ土砂又はがれき類を1月以上継続して搬入する者に対し、その搬入した土砂又はがれき類の量を月単位で合計し、前条に規定するところにより算出した費用を当該月の翌月の末日を納期限として徴収することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、市町村が行う産業廃棄物の処分に要する費用を徴収するに当たり、条例を改正する必要があるため。